省令

○総務省令第四十九号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十四日

総務大臣　村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合） **第十三条の二の三**　令第九条第一項第十二号の総務省令で定める場合は、前条第二号の措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。	
（避雷設備） **第十三条の二の四**　［略］	［新設］
（高層倉庫の基準） **第十六条の二**　令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 ［一・二　略］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の四に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。	（避雷設備） **第十三条の二の三**　［同上］ （高層倉庫の基準） **第十六条の二**　令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 ［一・二　同上］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。
（屋内貯蔵所の架台の基準） **第十六条の二の二**　令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。 一　架台は不燃材料で造ること。 一の二　架台は堅固な基礎に固定すること。ただし、告示で定める架台にあつては、この限りでない。 ［二・三　略］	（屋内貯蔵所の架台の基準） **第十六条の二の二**　令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。 一　架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。 ［新設］ ［二・三　同上］
［2　略］ （蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例） **第十六条の二の八**　蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。 2　前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。 ［一～三　略］ 四　前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下この条及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五　蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又はこん包するほか、次のいずれかの方法とすること。 ［イ～ハ　略］ 六　消火設備は、第三十五条の二第三項各号に定めるところにより設けること。	［2　同上］ （蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例） **第十六条の二の八**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三　同上］ 四　前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五　蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。 ［イ～ハ　同上］ 六　消火設備は、第三十五条の二第三項に定めるところにより設けること。